事 務 連 絡 令和4年5月27日

科学技術・学術政策研究所長各国公立大学法人の長独立行政法人大学入試センター理事長独立行政法人国立高等専門学校機構理事長独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長各文部科学大臣所轄学校法人理事長大学を設置する各学校設置会社の代表取締役大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体の長各大学を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体の長各大学を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体の長

殿

文部科学省科学技術·学術政策局 参事官(国際戦略担当)

研究インテグリティの自律的な確保の参考となる情報の提供について(周知)

研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的な確保を支援すべく、令和3年4月の政府の統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(以下「対応方針」という。)が決定されました。

この中では、今後取り組むべき事項として、研究者による適切な情報開示に関する取組が示され、また、研究者の所属機関において、人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府として所管する研究機関に対して関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行うなどとされています。

これを踏まえ、文部科学省としては、各大学及び公的研究機関に対し、対応方針の趣旨を踏まえた研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくこと等を依頼するとともに、本件に関して引き続き周知・連絡を図ることや関係者の負担に配慮し所要の支援を行うよう取組を進めることをお知らせしたところです(参考資料1)。

その後、各大学及び公的研究機関における研究インテグリティの自律的な確保に向けて、内閣府と連携し、研究者等の理解醸成を促す目的で、説明会等において順次周知・連絡を実施するとともに、新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)(参考資料2)を提示してきておりますが、それに加えて、必要な情報にワンストップでアクセスできるホームページを整備しております。今後、本ホームページの中で、研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティスや、その他の参考となる情報の発信を充実してまいります。

文部科学省 HP: https://www.mext.go.jp/a\_menu/kagaku/integrity/index.html

また、プラクティスを積み上げるための一環として、令和3年度に委託調査「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」を実施しました。その中で、新たなリスクとなり得るモデルケースを想定し、それらに対する試行的運用を基にした体制・システムのプラクティスを一例として検討しましたところ、その検討結果概要を別紙として添付しておりますので、各組織の特性等に応じて柔軟に活用いただければ幸いです(委託事業の報告書は上述のホームページからダウンロードできます。)。なお、研究インテグリティの自律的な確保という目的は共通であるとしても、そのアプローチは、既存の体制・システムやその特性等に応じ、多種多様となり得るため、あくまでも一例である本プラクティスと整合していなければ不十分という趣旨ではありませんので、念のため申し添えます。

さらに、研究インテグリティの自律的な確保に向けた今後の支援に繋げるため、対応 方針に従い、本年度、夏から秋頃にかけて、研究インテグリティの確保に係る研修強化 等の取組状況、利益相反・責務相反に関する規程の整備状況、利益相反・責務相反に関 する組織の整備状況について、フォローアップ調査を実施する予定\*1,2 ですので、ご承 知おきください。

※1: 例えば、国公私立大学(短期大学を含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関については「大学等における産学連携等実施状況について」を活用して調査予定。

※2:それぞれの状況について、例えば「整備しているか否か」等を選択肢にて問う予定。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いします。

- 別紙:研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス(令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」検討結果概要)
- 参考資料1:大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼) (3文科科第70号、令和3年4月27日付)
- 参考資料2:研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)(令和3年12月17日付)

## 【本件連絡先】

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(国際戦略担当)付電話 03-5253-4111(内線4053,3981) メールアドレス kagkoku@mext.go.jp 研究インテクリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

( 令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務 |検討結

### ポイント

- 1. トップマネジメントのリーダーシップの下、既存の体制や仕組みを最大限活用しつつ、一元的に報告・相談できる 専門部署の設置など、研究インテグリティに係る全組織的なリスクマネジメントシステムを整備するとともに、適切な 研修等を通じて、事務部門も含めて研究インテグリティに関する理解醸成を行う。
- 2. 研究者等 (教職員、学生等で研究活動を行う全ての者) に係る基本的な情報を、競争的研究費に係るガイドライン等も踏 まえ、既存体制等から確実に把握するとともに、研究者等に対して適切な情報開示を行っている旨の確認を求める。
- 3. 既定の組織内手続の中で情報を収集するとともに、担当事務部門等がレピュテーションも含めたリスクの存在を 意識し、リスクが懸念される場合には、一元的な専門部署がサイエンスメリット等も考慮して分析・判断等を行う。

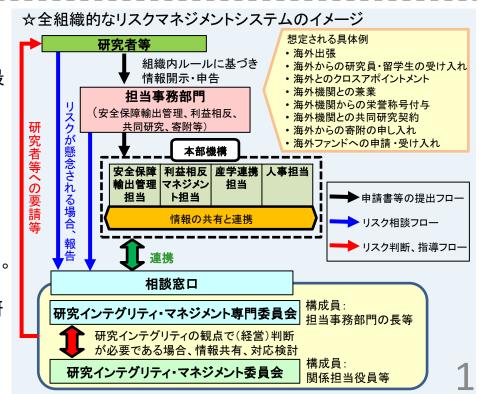
☆リスクマネジメントフローのイメージ

・・・・・▶ 情報の把握・収集

▶ リスクへの対応

## 1. 体制・規程の整備等

- ▶ 経営層がリスクマネジメントに取り組む意義や必要性を表明し、研 究活動を萎縮させないことに配慮しつつ、既存の体制や仕組みを最 大限活用して実効的かつ効率的なシステムを整備する。
- ▶ 組織としてのリスクマネジメントを担う一元的な専門部署を設置し、 そこに研究インテグリティに関する相談窓口の機能を持たせる。 (例えば、経営判断が必要な事案に対応する「研究インテグリティ・マネジメント委員会」、 専門的な事項に対応する「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」の設置が考えら れる。以降は両委員会の設置を前提としている。)
- )研究インテグリティ・マネジメント委員会等の設置・運営や、情報の |把握・収集、リスクマネジメント等に必要な規程の整備や改訂を行う。 (新たに整備する規程の一例は別紙)
- ▶ 研究者等や事務部門の意識向上・理解醸成を目的とした啓発的研 修にあわせて、組織としてのリスクマネジメントの実効性をより一層 高めるために、国内外における新たなリスクや想定される事例等に 関する研修も実施する。



# 研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

## 2. 基本情報の収集

- 研究者等を対象とし、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえて、 ①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資 金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を、既存体制か ら確実に把握する。
- 研究インテグリティの確保に関係する規程において、適切な情報開示を行っていることの確認として研究者等に確認書の提出を求めるとともに、既存体制で収集できない情報が必要となる場合には、確認書と併せて当該情報の提出を求める。

## 3. リスクマネジメントの運用

- 先端的な重要技術の提供、懸念度が高い相手先との交流、世界情勢等からレピュテーションリスクが懸念される案件等については、既定の判断基準に加えて、研究インテグリティの観点からのリスクを意識する。
- 担当事務部門や研究者等が、リスクマネジメントの視点を踏まえ、既 定の組織内手続(安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、人事、産 学連携等)の過程でリスクを把握した場合には、相談窓口へ報告する。
- 相談窓口及び研究インテグリティ・マネジメント専門委員会(経営判断が必要な事案については、研究インテグリティ・マネジメント委員会)は、リスクを分析するとともに、サイエンスメリットや意図せざる技術流出のリスク等も比較考量して対処方針を判断し、担当事務部門や研究者等に対して要請・指示等を行う。

(リスクマネジメントの運用例)

マネジメントに 必要な情報	リスクマネジメントの視点
国名、機関名	✓安全保障輸出管理の懸念先かどうか
用務	<ul><li>✓訪問相手は誰か</li><li>✓用務内容は何か</li><li>✓頻度はどの程度か</li><li>✓報酬額が妥当か</li><li>✓責務相反・利益相反が生じていないか</li></ul>
提供する技術	<ul><li>✓研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か</li><li>✓研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や 先端的な重要技術等の提供の際には、安全 保障輸出管理の手続きが行われているか</li><li>✓持参する物品は何か</li><li>✓提供する技術は何か</li><li>✓派遣元に懸念はあるか</li></ul>
経費	✓経費はどこから支出されるか ✓旅費がどこから支出されるか
履歴書	✓今までどのような研究活動を行ってきたか
代表者	✓代表者に懸念はあるか
メンバー (氏名、職名)	✓メンバーに懸念はあるか
テーマ	√どのような研究内容であるか
物品の提供等	✓無償の物品提供や役務提供の有無
寄附目的	✓使途の指定によって利益相反が生じないか

### 【研究インテグリティの確保に係る調査分析から見えてきた課題】

リスクに対する対応は、個別案件のサイエンスメリット等とのバランスにより、最終的には組織の経営判断に委ねられており、そのバランス判断は社会情勢によっても重要度の評価が異なってくる。そのため、現時点において、リスクマネジメントの判断基準を一般化して提示することは難しく、今後、懸念事例の積み上げにより徐々に形成されていくことになるが、その間においてもリスクを見逃すことなく把握することが重要である。

# 研究インテクリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

## 研究インテグリティの確保に関する規程

(別紙)

(目的)

第〇条 この規程は、研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。 (定義)

第○条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本組織において研究活動を行う全ての者をいう。

(組織の長の責務)

第〇条 組織の長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第〇条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第〇条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、組織の長が○○をもって充てる

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第○条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(組織)

第○条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 組織の長が指名する役員 若干人
- 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(専門委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。 (庶務)

第○条委員会の庶務は、○○部署において処理する。

(相談窓口)

第〇条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、〇〇部署の職員をもって充てる。

(雑則)

第〇条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

# 参考資料1

3 文科科第 7 0 号 令和 3 年 4 月 2 7 日

科学技術・学術政策研究所長各国公立大学法人の長独立行政法人大学入試センター理事長独立行政法人日本学術振興会理事長独立行政法人国立高等専門学校機構理事長独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長各文部科学大臣所轄学校法人理事長大学を設置する各学校設置会社の代表取締役大学を設置する各学校設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体の長各大学を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体の長各文部科学省関係国立研究開発法人の長

殿

文 部 科 学 省 科学技術・学術政策局長 板 倉 康 洋 (公 印 省 略)

> 高 等 教 育 局 長 伯 井 美 徳 (公 印 省 略)

研 究 振 興 局 長 杉 野 剛 (公 印 省 略)

研 究 開 発 局 長 生 川 浩 史 (公 印 省 略)

大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼)

研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環

境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的な確保を支援すべく、令和3年4月の政府の統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定されました。

この中では、研究者による適切な情報開示に関する取組が示され、また、研究者の所属機関において、人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府として所管する研究機関に対して関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行うなどとされています。

文部科学省としては、これまで、産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(平成28年11月)及び当該ガイドラインの追補版(令和2年6月)を策定し、利益相反及び技術流出防止に関する産学官連携リスクマネジメントの強化を促すとともに、経済産業省からの依頼を受けた、大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)(平成29年11月 29文科高第645号)の通知等において外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)並びに安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)(平成29年10月経済産業省貿易管理部)等を踏まえた輸出管理を要請してきているところであり、これらの取組は、研究インテグリティの確保の趣旨に適うものと考えております。

ついては、各大学及び公的研究機関においては、別添の対応方針の趣旨を踏まえ、研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくとともに、関係者にも御周知いただきますようお願いします。

文部科学省としても、各種の説明会等において研究者並びに大学及び公的研究機関に対して引き続き周知・連絡を図るとともに、具体の取組に関するモデルの提示など関係者の負担に配慮し所要の支援を行うよう取組を進めてまいります。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いします。

#### (別添資料)

○ 「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ の確保に係る政府としての対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベ ーション戦略推進会議決定)

#### 【本件連絡先】

文部科学省科学技術·学術政策局参事官(国際戦略担当)付電話 03-6734-4098

## 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保に係る対応方針について

令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定

#### 1. 趣旨

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを 大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要 がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、 開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図 せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として 国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守り つつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、統合イノベーション戦略 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)や科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月 26 日閣議決定)に基づき、政府としては、研究者及び大学・研究機関等<sup>1</sup>における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ<sup>2</sup>)の自律的な確保を支援すべく、研究者、大学・研究機関等、研究資金配分機関等<sup>3</sup>と連携しながら、以下に掲げる事項に早期に着手する。

#### 2. 今後取り組むべき事項

#### (1) 研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、所属機関及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な報告・申告(当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。)を行うことの必要性の理解を促すため、政府は以下の取組を行う。

① 研究者やその所属機関の管理部門向けのチェックリストの雛形を作成して、公表・配布し、大学・研究機関等での研修での利用を促す。また、国際動向も踏まえつつ、チェックリストの雛形については諸外国とも調和のとれたものとなるよう、適時更新する。【内閣府、文部科学省等】

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本対応方針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関(国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関)を指す。なお、その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される。

 $<sup>^2</sup>$  本対応方針において、研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。

<sup>3</sup> 本対応方針において、研究資金配分機関等には、競争的研究費事業を直接執行している府省も含む。

② 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】

#### (2) 所属機関における対応に関する取組

大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報(職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援<sup>4</sup>及び当該支援の相手方)の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反<sup>5</sup>をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や、研修におけるチェックリストの説明等を含む具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】
- ② 本対応方針に基づき、所管する大学・研究機関等に、関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行う。【大学・研究機関等の所管府省】

#### (3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金配分機関等は、従来から、研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、他の国内の競争的資金の受入状況等の情報の提出を求めているが、これらに加え、国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求めることが必要である。このため、政府は以下の取組を行う。

① 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 29 年 6 月 22 日競争的研究 費に関する関係府省連絡会申し合わせ改正)を、令和 3 年のできるだけ早期 に改定し、競争的資金だけでなく競争的研究費事業を対象とするとともに、 以下に掲げる研究資金配分機関等における対応について、具体的な対象範囲 や必要なプロセスを含めて明確にし、各事業の公募要領や申請書類への反映 を進める。なお、その際、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関 する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、当該情報

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 本対応方針において、研究資金以外の支援は、無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 本対応方針において、利益相反・責務相反は、研究者又は大学・研究機関等が研究活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式、研究成果等を含む。)と、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において求められる責任や各機関において所属する研究者に求められている責任が衝突・相反している状況を意味する。

を扱う者に対する守秘義務の在り方を含め、整理・明確化を行う。【内閣府、 競争的研究費に関する関係府省】

- ア 全ての競争的研究費事業において、研究資金配分機関等は、不合理な重複・ 過度の集中の排除の観点から、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に 対して、(a) 国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、 共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関す る情報、(b) 全ての現在の所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログ ラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)に関する情報の提出を求 めること。
- イ 研究資金配分機関等は、アで取得する情報について、②に記載されるところにより改修された「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」等を活用し、競争的研究費の関係府省及び配分機関間で適切に共有することを可能とし、各研究者や所属機関の負担を低減すること。
- ウ 研究資金配分機関等は、申請者に対して、アの研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること。
- エ 研究資金配分機関等は、ウのうち当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究資金と同様に、申請者に対して、研究資金配分機関等への提出を求めていくこと。ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、ウの申請者の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあることを公募要領において明記すること。
- オ 研究資金配分機関等は、申請者の所属機関における本対応方針を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性、並びに所属機関における規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがあることを公募要領において明記すること。
- カ 研究資金配分機関等は、前述の「競争的資金の適正な執行に関する指針」で 定める「不合理な重複」や「過度の集中」と認められる場合、応募書類に事 実と異なる記載が確認された場合には、従前同様に、研究課題の不採択、採 択取消し又は減額配分があること、並びに偽りその他不正な手段による受給 が確認された場合は、研究費の返還を求めること、当該競争的研究資金への

応募資格を制限すること及び、他府省を含む他の競争的研究資金への応募を 制限することがあることを公募要領において明記すること。

② 各研究者や所属機関の負担を低減し、より効率的な競争的研究資金応募プロセスを実現するため、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」の活用の在り方について検討し、令和4年度の公募から利用可能となるようシステムを改修する。【内閣府】

#### (4) フォローアップ

大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況(公募要領等の改定を含む)について、令和4年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求める。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

#### (5) 留意すべき事項

- ① 政府は、大学、研究機関、民間企業等とも対話を継続的に行うとともに、大学、研究機関、民間企業等や研究費制度の特性・規模や実態等も踏まえながら、効率的かつ実効性の高いものとすること。その際、関係者の負担に配慮するとともに、我が国としての研究環境の向上に向けて取り組むこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ② 2.(1)~(3)の取組について、研究者、所属機関、研究資金配分機関等への情報提供や相談への対応を行うこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ③ 安全保障貿易管理の取組とも適切に連携を図ること。特に経済産業省は、同省が作成・公表している安全保障貿易管理に関する企業・組織のリスト(外国ユーザーリスト)には含まれてはいないものの、海外では制限が講じられている機関との共同研究など、懸念される事案についての情報提供や相談への対応を行うこと。【経済産業省】
- ④ 諸外国の動向やフォローアップの状況も踏まえながら、適時必要な検討を実施すること。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

#### 大学・研究機関等向け

### 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

#### 1. 全般的な事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等(資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。)に伴う、<u>利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク(※)等のリスク</u>(以下単に「リスク」という。)に留意するとともに、必要に応じて機関として<u>適切な対応をとることを求める仕組み</u>がありますか?
  - ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、<u>相談する窓口</u>はありますか?
  - ✓ 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会はありますか?
  - ✓ リスクが懸念される場合に、機関として<u>情報を把握し、対処する仕組み</u>はありますか?
  - ※ 例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外 国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑 われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク
- 所属する研究者・職員から、研究活動の透明性の確保に係る<u>情報(職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)、外部機関から受けている各種の支援)</u>について、機関の規程等に基づき、<u>報告等を受けマネジメント</u>を行っていますか?
- 2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項
- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約において覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) 等の<u>書面を交わす際、機関の規程等</u> に基づき、機関として確認や判断を行うなど適切な手続きを実施していますか?
  - ✓ 確認の際、書面の提示を求めていますか?
  - ✓ 確認の際、連携・契約における<u>自らの機関および相手方の参加メンバー</u>の 提示を求めていますか?
  - ✓ 所属する研究者・職員から、書面を交わす前に<u>相談を受ける窓口</u>は機関内 にありますか?

- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等から<u>補助金や助成金・報酬(※)・物</u> 品の提供を受ける際、機関として適切に報告等を受ける仕組みはありますか?
  - ✓ 上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか?
  - ※ 報酬: 奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等
- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等と<u>長期間にわたって連携・契約</u>している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に<u>実質的な変化があった場合に</u>、その内容について当該研究者・職員から適切に<u>報告等を受ける仕組み</u>はありますか?
  - ✓ 外国の機関・大学等との連携・契約に関して、上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか?
- 外国の機関・大学等との<u>書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携</u>を 行う場合であってもリスクがあることについて、所属する研究者・職員が<u>認識を</u> 深める仕組みはありますか?
  - ✓ 上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から 相談を受ける窓口はありますか?
- 所属する研究者・職員が特定の<u>外国に長期の出張や高頻度な出張</u>を行う場合、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みはありますか?
- 外国の機関・大学等と共同で行う研究において、<u>どのような成果物が得られるかを、所属する研究者・職員が適切に理解するよう認識を深める仕組み</u>はありますか?
  - ✓ 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、所属する研究者・職員は、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意することができていますか?また、当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか?

#### 3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

● 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その<u>組織</u> <u>や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を適切に確認</u>していますか?